

今年度末に退職する一般組合員の年金関係手続

※短期組合員については、公立学校共済組合東京支部への年金関係手続は対象外です。

63歳以下で退職する組合員

今年度末の年齢が63歳以下（生年月日が昭和36年4月2日以降）で退職する一般組合員の方は、資格喪失手続の際に「**退職届書 兼 年金待機者登録届書**」「**組合員転出・異動届書**」の提出が必要です。

下記のフローチャートでご自分に必要な手続をご確認いただき、所属所を通じて提出してください。

退職時手続フローチャート

YES → NO →

START

一般組合員の方で、退職後も働く予定はありますか？

YES

再就職先は…

- ① 民間企業
- ② 私立学校
- ③ 非常勤教員、会計年度任用職員、暫定（定年前）再任用短時間勤務職員、臨時的任用教職員または時間講師
- ④ 暫定再任用フルタイム勤務職員（注1）
- ⑤ 他道府県の**正規職員**
（公立学校共済組合の他支部に加入する場合）
- ⑥ **国家公務員**または**他の地方公務員の正規職員**
（国家公務員共済組合、都道府県・市町村職員共済組合などに一般組合員で加入する場合）

⑤⑥

退職日と再就職先の採用日は

1日も空かずに引き続きますか？

【例】3/31退職→4/1採用
→ [YES]3/31退職→4/2採用
→ [NO]

ポイント

必要な手続は、「公務員共済組合期間が引き続くかどうか」で異なる！

NO

パターンA

退職時に所属所を通じて
退職届書 兼 年金待機者登録届書
を提出
※福利厚生事務の手引別冊様式集
（用紙No.年金5）

①②③

④

手続不要

パターンB

退職時に所属所を通じて
組合員転出・異動届書
を提出
※福利厚生事務の手引別冊様式集
（用紙No.年金2）

YES

パターンC

退職時に所属所を通じて
退職届書 兼 年金待機者登録届書
組合員転出・異動届書
を提出
※福利厚生事務の手引別冊様式集
（用紙No.年金5、用紙No.年金2）

NO

※パターンB、パターンCに該当する方は、新たな加入先の共済組合へ「**年金加入期間についての報告書**」を提出してください。
（注1）職員の定年引上げで該当とならない場合があります。

ねんきん
基礎知識

「組合員転出・異動届書」って何のために出すの？

公務員の年金は、すべての加入期間を合算して、最後に所属した共済組合で決定・支給します。そのため、公務員として他の共済組合で再就職した場合、前に所属した共済組合から後に所属した共済組合へ加入期間や給料記録等の情報を引き継ぐ必要があります。

「組合員転出・異動届書」は再就職後の共済組合を把握する大切な情報源となりますので、忘れずに提出をお願いします。

64歳以上で退職する組合員

今年度末の年齢が64歳以上（生年月日が昭和36年4月1日以前）で退職する方は、在職中に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生し、請求手続を取ることで年金が決定します。年金決定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の年金の支給停止を解除するために公立学校共済組合東京支部から送付される**退職届書（共済組合提出用）等の書類**の提出が必要です。

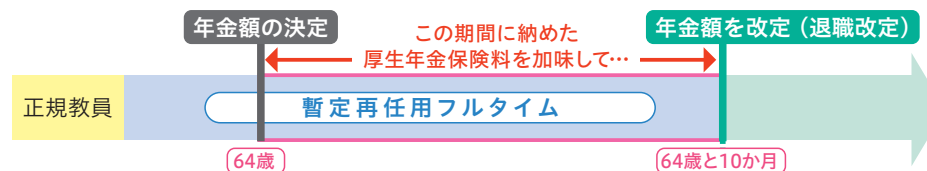
なお、65歳以上の方についても、令和4年度からは在職中であっても毎年10月に年金が改定（在職定時改定）されていますが、在職定時改定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の年金の支給停止を解除するため**退職届書（共済組合提出用）等の書類**の提出が必要です。

？

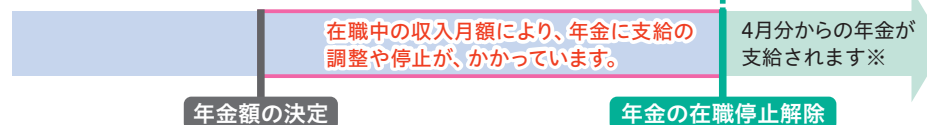
どうして退職届書の提出が必要なのですか？

昭和35年6生まれ
A先生

老齢厚生年金決定時（または65歳時）以降の組合員期間
（その間に納めた厚生年金保険料）を年金額に加算するためです。



在職による年金の支給停止を解除するためです。



※注意点

- 3月末退職者の年金額の改定手続には、給与情報と退職の事実を確認する必要があります。一定の期間を要します。**改定後の年金の支給は8月以降**を予定しています。
- 退職後にお勤めされて厚生年金保険に加入された方は、収入によっては在職停止となる場合があります。



支給開始まで
しばらくお待ち
ください

● 退職届書（共済組合提出用）等の書類の送付について

対象者	① 3月末に資格喪失する場合	令和7年2月下旬までに所属所宛てに退職届書（共済組合提出用）等の書類を送付します。退職予定の方で、令和7年3月7日（金）を過ぎても退職届書（共済組合提出用）等の書類が届かない場合はご連絡ください。
	② 3月末以外に資格喪失する場合	退職届書（共済組合提出用）等の書類を送付しますのでご連絡ください。
提出先	公立学校共済組合東京支部	

定額減税に係るお知らせ

公立学校共済組合から年金を受給している方の所得税の減税額は、令和6年12月定期支給期に公立学校共済組合本部から送付された年金支払通知書に同封の「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」の摘要欄に掲載されています。日本年金機構や私立学校共済組合等からも年金を受給されている方や年金の他に給与所得がある方で重複して減税された場合は、必要に応じて令和7年2月からの確定申告で最終的な所得税額と定額減税額を精算することとなります。

問合せ先

給付貸付課年金担当 | ☎ 03-5320-6828